

令和6年10月に判明した事務処理誤りの概要と対応

委託業者の誤り（1件）

- 加入者の資格情報を記載した「資格情報のお知らせ」1名分について、本来送付すべきA船舶所有者様とは別のB船舶所有者様へ誤って送付していたことが、A船舶所有者様から返送された「資格情報のお知らせ」を確認した際に判明いたしました。

本事案は、委託先の封入物のチェックが不十分であったことが原因です。

A船舶所有者様及びB船舶所有者様へは本事案についてご説明、お詫びしご了承いただくとともにB船舶所有者様へ「資格情報のお知らせ」を送付いたしました。

再発防止策として、委託先に対し封入物のチェック体制を強化するよう指導し、チェック工程を追加することいたしました。